

多数当事者の債権関係((1)・保証以外)の復習問題の解説

01 民法427条以下の規定は、債権の準共有及び債務の共同帰属に関する特別規定であり、これ以外に、債権・債務関係が合有となる場合と総有となる場合が認められている。判例によると、合有の例は、組合や~~共同相続~~の債権・債務関係であり、総有の例は、入会団体や権利能力なき社団の債権・債務関係である。[基本]

第1文の説明は正しいのですが、共同相続の場合には、通常の共有とし、かつ、債権債務は相続分に応じて当然に分割されるとするが判例の一貫した態度です(最判昭和30・5・31民集9巻6号793頁ほか)。05の解説で触れるように、共同相続された預金債権につき当然分割とならないとした大法廷判決が出て、判例には変化の兆しが生じていますが、共同相続された債務が合有債務となるとまでは判示していません。

02 A・B・Cが、共同でワイン30本を12万円の後払いでXから購入し、すでにワインの引渡しを受けた場合、別段の合意がなければ、Xの代金債権はA・B・C各人に対する4万円×3となる。この場合、XがAに対する意思表示でAの代金債務を免除しても、B・Cには影響しない。[基本]

正しい。可分給付であるワイン30本の引渡債務の対価である代金債務は、分割債務となります。分割債務では、債権者と1人の債務者との間に生じた事由は、一切他の債務者には影響しません。

03 A・B・Cは、共同でワイン30本を12万円でXから購入した。A・B・Cの話し合いでは、A15本・B10本・C5本に分けることになっていた。~~そのことを知らなかったXから4万円の代金の請求を受けたCは、請求を拒めないが~~、10本のワインの引渡しとの同時履行を主張することができる。[基本]

この場合には、A・B・Cにワインの分配について明確な意思表示がありますから、そのことを証明すれば、Xに対してそのとおりの請求ができます。受け取るワインの利益に応じて代金債務もAが6万円、Bが4万円、Cが2万円と分割されます。Cは、代金2万円以上の支払を拒んで、ワイン5本との同時履行を主張することができます。

04 A・B・Cは、等分に分けるという約束をして、共同でワイン30本を12万円の先払いでXから購入した。Xから12万円全額を請求されたAは、4万円以上の支払いを拒むことができる。もし、うっかり12万円全額を払ったならば、~~AはXから取り戻すべきであり、BやCには何も請求できない~~。[基本]

Aの全額の支払いは、義務を超える行為ですので4万円以上の支払いは拒めます。第1文は正しい。また、Aが全額を支払っても錯誤による弁済としてXからの取戻しも可能かもしれませんが(707条)、第三者弁済(474条)として有効となる可能性もあります。その場合には、AはBやCに4万円ずつ求償できます(事務管理の707条2項、不当利得の703条)。

05 Y銀行の口座に900万円の銀行預金を有していたAが、Bと連帯してZから300万円を借り受けたが、死亡して妻X₁と子どもX₂・X₃がAを相続した。遺産分割の協議を行う前に、銀行預金を引き出してZへの債務を弁済しようという話になったがX₃が反対した場合、~~X₁は、Zに対して300万円全額の支払責任を負うが、単独で450万円までY銀行から引き出すことができる~~。[基本]

判例(最判昭34・6・19民集13巻6号757頁)は、分割債務原則を徹底して、可分給付を内容とする場合には、連帯債務者の一人が死亡し、その相続人が数人あっても、相続人らは、被相続人の債務の分割されたものを承継し、各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となる、としています。一方、預金債権等の可分給付を内容とする債権についても、一貫して分割債権となるとしていますので、X₁は、相続分1/2に相当する450万円まで単独で払戻請求ができるはずでした。しかし、銀行実務は、相続人全員の同意がない限り、払戻請求には応じていません。最大判平28・12・19民集70巻8号2121頁は、判例を変更し、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるとします。この銀行実務が支持されることとなります。

06 AはXから居住用の甲建物を月額20万円で賃借して妻Y₁・未成年の子どもY₂と一緒に住んでいたところ、死亡して、Y₁・Y₂と成人して別の場所に住んでいる子どもY₃がAを相続した。Xから賃料不払いで賃貸借契約を解除されるおそれがあるが、~~実際に住んでいないため甲を必要としないYは、20万円全額を支払わなくてもよい。~~ [基本]

賃料債務は、たしかに可分給付を内容としていますが、使用収益させるという賃貸人の不可分給付の対価であるため、性質上不可分となると解されています（大判大11・11・24民集1巻670頁）。そのため、Yらはいずれも20万円全額の支払義務を負うことになります（連帯債務の活用をいう潮見説では、債権者との合意がないので分割債務になるのでしょうか。わかりません）。

なお、本問では問われていませんが、本問と逆に、賃貸不動産を共同相続した場合には、相続開始後の賃料債権は分割債権となるとする判例があります（最判平成17・9・8民集59巻7号1931頁）。この判決は、本問の場合に不可分債務となるとすることと矛盾をはらむように思われます。

07 Y₁・Y₂・Y₃が共同相続の登記をした乙不動産を従前の賃借人Xに売る契約を結んだ場合、~~Yらの負う移転登記申請協力義務は不可分債務であるから、Xは全員が協力してくれるまで代金を誰にも支払わないと主張できる。~~ [やや難]

移転登記申請協力義務は、各共有持分について登記名義人が履行しなければならず、他人の持分まで履行することはできませんので、引渡債務のような不可分債務ではありません（この点で、多くの教科書や生熊先生が不可分債務とするのは疑問です）。もともと、Xは、設問のような主張ができます。Yらの債務が分割債務であると考えても、乙不動産について単独の所有名義を得ることと代金支払が同時履行の関係にあるからです。

08 不可分債務において、一人の債務者との関係で消滅時効が完成したときには、~~他の債務者との関係でも、時効にかかった当該債務者の負担部分の限度において、消滅時効が完成したことになる。~~ [超基本]

旧430条は、連帯債務の場合の消滅時効の絶対効に関する旧439条を準用していませんでした。改正では連帯債務の場合にも消滅時効は相対効となりました（旧439条は削除）。また新430条は明確に相対効を定めています。いずれにしても、他の債務者の債務には影響が及びません。

09 不法行為に関しては連帯して責任を負うとする法律の規定が少なくないが、~~契約に基づく債務の場合には、法律上当然に連帯債務となることはないから、連帯債務を発生させるには、常に明示または黙示の連帯特約が必要である。~~ [基本]

数人の者がその1人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、連帯債務となります（商511条1項）。なお、判例によりますと、併存的債務引受けをした場合の旧来の債務者と引受人も連帯債務関係となるとしていますが、これは、黙示の連帯特約があると考えても良いように思います。

10 Y₁・Y₂・Y₃が、等分するという内部的な約束でトレーディングカードのコレクションをまとめてXから購入する場合、そのことを知っていたXは、Yらの約定に沿う形で各人に一部ずつカードを引き渡すことができるが、~~特約がなくとも、各人に全額の代金を請求できる。~~なお、X・Yらはいずれも利益を挙げる目的を持たず、趣味でこの種の売買を行っている自然人である。 [難]

Yらの債権は、可分給付を内容とする債権で分割債権であり、その代金債務も、Yらの約定に従い等分の分割債務となるのが原則です。XやYらは、商行為として売買を行っているものではありませんので、商511条1項（前問参照）も適用されず、特約もないので、Xは各人に分割した額しか請求できません。

ただ、2点注意しておく必要があります。

①Yらの内部的な約束が、トレーディングカードは、レア物などもあって個性や価格の差が大きく、まとめて給付をしてもらって後から正確に価格評価をして分配し負担も清算

する、という特約があれば、特約による連帯債権として、Xは全部をまとめて履行しなければならない、と考えられます（改正前は意思表示による不可分債務を認めていましたが改正法は認めません）。しかし、本問では特約はないと思われるので、無理でしょう。

②仮にカードの引渡債権が特約による連帯債権であるとして、さらに代金債務も連帯債務となるのが問題です。引渡債権が全部給付義務であるとするれば、その対価である代金債務も連帯債務とする方が、当事者の意思や利益状況からみて妥当ですが、本問では、前提が成り立たないように思われます。特約がない状況では代金は分割債務になります。

11 前問において、Yらが連帯して代金を支払う旨を約束した場合には、Xは、仮にY₃が未成年者であったことを理由に売買契約を取り消したとしても、Y₁・Y₂のいずれからでも全部または一部の支払請求ができ、各人に対して勝訴判決を取ることが可能である。[超基本]

前段は、現433条＝新437条が明文で定めておりです。また、連帯債務の原則規定である現432条＝新432条により、各債務者に対して勝訴判決を得ることができます。

なお、本問とは異なって、たとえば、Y₁に対する勝訴判決で強制執行をして一部の弁済を受ければ、その額だけ債務は消滅しますから、その後提起したY₂に対する訴訟では、その時に現存する債権額までしか勝訴判決は得られません。

12 債権の担保力を弱める効力を有する絶対的効力事由を理論的に説明する考え方として、~~相対立する~~2つの考え方、すなわち、連帯債務者間の主観的な共同関係によるものとするものと、負担部分を超える部分は相互に保証しているとするものがある。[基本]

連帯債務の絶対的効力事由を説明するために、たしかにこの2種類の説明がされています。しかし、両者は相排斥するものではなく、両方の説明を併用するものもあります。また、主観的な共同関係は、履行請求の絶対効のみの根拠となるとの指摘もあります。

13 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Y₁が弁済期にXに120万円の支払いに代えて所有する「大仏」の像を提供すると申し出をした。Xがそれに応じて「大仏」を受け取れば、Y₂・Y₃も債務を免れる。Xが申し出に応じないため、Y₁が120万円の弁済の提供を行えば、Y₂・Y₃は履行遅滞の責任を免れる。[基本]

代物弁済は、弁済と同等の効力を有しますので、明文の規定はありませんが、絶対的効力を有すると考えられています。また、Xには大仏を代物弁済として受領する義務はありませんが、Y₁からの本来的な金銭の弁済の提供やXの受領遅滞にも絶対的効力があり、他の債務者からも履行遅滞責任を免れると解されています。

14 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、XがY₁に請求したときも~~Y₁が債務を承認したときも、債権の消滅時効はY₂・Y₃に対して中断（改正法では更新）する~~。しかし、XがY₃に対してのみ弁済期限を延期しても、Y₁が消滅時効の完成した債務につき時効の援用権を放棄しても、Y₂・Y₃に対しては、その効果は及ばない。[基本]

第1文は、誤りです。現434条による時効中断効は、あくまで履行請求を理由としており、債務者の債務の承認を含んでいません。また、改正法は履行請求の絶対的効力を否定しています。債務の弁済又はこれに準じるものと、更改・相殺・混同という3つの絶対的効力事由以外には、相対的な効力しかありませんので、Y₁について生じた弁済期限の延期や時効援用権の放棄は、Y₂・Y₃に対しては、その効果は及びません。第2文は正しい。

15 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Y₃がXに弁済期の到来した100万円の反対債権を有しているときは、~~Y₃が相殺の意思表示をしているか否かに関係なく、Xから支払請求を受けたY₁は、相殺を援用して、20万円を支払えば免責される~~。[基本]

Y₃がすでに相殺の意思表示を行っていても、Y₁の連帯債務は20万円に縮減していますが（現436条1項＝新439条1項）、Y₃がまだ相殺の意思表示を行ってなければ、その援用によって履行が拒絶できるのは、Y₃の負担部分である40万円の限度ですから（前記各条2項。改正法は履行拒絶権構成を明確化）、Y₁は80万円を支払わなければなりません。

16 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し120万円の連帯債務を負担した場合において、Y₃から負担割合は平等だと聞いたXがY₂の債務を免除した。しかし、Y₃の説明は虚偽で、実際には120万円全額を内部的にはすべてY₂が負担することになっていたとすると、~~Yらは、40万円の限度でのみ債務を免れる。~~ [やや難]

判例（大判明治42・9・27民録15輯697頁）は、債権者が債務者間の負担部分を知らなくても現437条が適用されるとしていましたが、Yらはいずれもすべて債務を免れることになりそうです。もっとも、学説には、債権者が負担部分の割合を知りうる場合に限るとするものもあります。さらに改正法では、同条を削除して免除の絶対効を否定したので、Y₂が免責されても、Y₁・Y₃は、120万円の連帯債務を引き続き負うこととなります。

17 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xは、Y₃から60万円の弁済を受ける際に、Y₃に対してのみ連帯を免除するとの意思表示をすることも許される。この場合、Y₁・Y₂には、~~60万円の連帯債務が残る絶対的連帯免除も、40万円の連帯債務が残る相対的連帯免除も~~可能であるが、いずれにしても、Y₃の債務額は20万円の単純な債務となる。 [やや難]

連帯の免除とは、債務者の債務額を負担部分の額に限定し、保証部分を免れさせる意思表示です。このうち、全部の絶対的連帯免除では、Yらの債務は各20万円の分割債務となります。一部の絶対的連帯免除では、Y₃の債務は20万円の単独債務になり、Y₁・Y₂の債務は40万円の連帯債務として残ります。相対的連帯免除では、他の連帯債務者には影響が及ばず、60万円の連帯債務がそのまま残ります。いずれも可能で、それは免除した債権者の意思によることとなります。問題文は、絶対的と相対的の連帯免除の説明が逆です。

18 債権者が連帯債務者の1人を相続した場合、他の連帯債務者は、~~負担部分の限度で~~連帯債務を免れる。 [超基本]

連帯債務者の1人についての債権・債務の混同の場合には債務全部が弁済消滅したものと扱われ（現438条＝新440条）、後は求償関係のみとなります（他の連帯債務者も連帯債務自体は免れます）。

19 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xに代物弁済をしたY₁は、給付した「大仏」が時価150万円であれば、~~Y₂・Y₃には各50万円と利息および損害金を求償できる。~~ [超基本]

出捐額が負担部分の額を超えていても、他の連帯債務者が受けた利益は、債務が消滅した限度でしか生じませんので、少ない方の40万円についてしか求償はできません（現442条1項＝新442条1項。改正は、このことをより明確化しています）。

なお、設例とは異なって、Y₁が時価が90万円の「中仏」で代物弁済をしたとすれば、30万円ずつしか求償できません。

20 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xに代物弁済をしたY₁は、給付した「小仏」が時価40万円相当で、Xから30万円分の代物弁済と認め90万円を免除された場合も、~~Y₂・Y₃には各40万円と利息・損害金の求償ができる。~~ [超基本]

前問と同様、弁済の効果が生じた限度、すなわち、絶対的効力のある代物弁済による30万円の債務消滅についてのみ、負担割合に応じて各10万円と利息・損害金の求償ができますにすぎません。90万円の免除は、相対的効力しか生じませんので、Y₂・Y₃の債務は90万円に縮減するだけです。

21 Y₁・Y₂・Y₃が、共同で結んだ契約により、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xに弁済したY₁がY₂・Y₃に事前の通知も事後の通知もしなかったところ、弁済の事実を知らないY₂が事前の通知を怠って二重にXに弁済し、事後にY₁・Y₃に通知して求償した。判例・通説によれば、Y₂は、Y₁・Y₃に求償できない。 [やや難]

まず、事前・事後の求償権について、間違いやすい点を指摘しておきます。

弁済の事前・事後に通知が必要なことは、現443条＝新443条から明確ですが、通知懈怠

の効果は、それぞれで異なります。事前通知の懈怠の場合には、他の連帯債務者が債権者に対して対抗できた抗弁を対抗されるにすぎませんので、もし求償を受けた者がそのような抗弁を持っていなければ、求償は妨げられません。事後通知の懈怠の場合にも、そのために他の連帯債務者が善意で二重弁済をした場合にのみ、先に弁済した連帯債務者は、その限度で求償権を制限され、逆に後の弁済者からの求償を受けるにすぎませんので、常に求償権が失われるわけではありません。

次に、本問は、判例（最判昭和57・12・17民集36巻12号2399頁）によれば正しいこととなります。すなわち、二重の弁済のいずれについても通知の懈怠がある場合には、民443条は1項・2項とも適用されない結果、時間的に先行する Y_1 の弁済のみが有効になり、求償が可能です。これに対して、後の Y_2 の弁済は無効ですから、 Y_2 は求償できません。通説もこの判例の結論に賛成しています。私自身には異論がありますが、相当に面倒な議論を必要としますので、ここでは割愛します。